

「子ども用京都市会リーフレット」版下制作業務仕様書

1 委託業務名

「子ども用京都市会リーフレット」版下制作業務

2 業務の目的

京都市会の概要を掲載した小学校4～6年生を対象とする、子ども用リーフレットを作成し、幼少期から京都市会に対する関心を高めていく。

3 委託業務の内容

リーフレット版下制作に必要な企画、構成立案、デザイン、編集等の以下の事項を委託する。

なお、リーフレットに掲載する文書は京都市会事務局が用意する。

- (1) 表紙及び本文のデザイン、イラスト作成
- (2) レイアウトの作成及び調整
- (3) その他これらに付随する一切の業務

4 委託業務における留意事項

- (1) 規格 **A4版6ページ(巻き三つ折), フルカラー**
- (2) 印刷部数 3000部(予定)
- (3) 配布時期 平成26年11月初旬～(予定)
- (4) 納入期限 平成26年10月上旬(具体的な期日は別途調整)
- (5) 納入形態 版下データを保存したCD-R, ホームページに掲載可能な電子ファイル

5 掲載内容

市会議員の概要、会議の流れ、市長と市会との関係、京都市会基本条例の内容などを盛り込み、イラスト等を交えたリーフレットとする。また、デザインについては、京都市会マスコットキャラクターを多くの場面で活用し、小学校4～6年にも興味を持って、分かりやすいものとする。

掲載する項目は次のとおり。

- (1) 市会とは？
- (2) 市会議員とは？
- (3) 議長・副議長
- (4) 会議の流れ
- (5) みんなの願いを伝えるには？
- (6) 例えば公園ができるまで
- (7) 市会を見る・聴くには？

- (8) 京都市会基本条例
- (9) おしえて！市会Q&A

※ 項目は案であり，製作段階で一部変更する可能性がある。

6 制作に当たっての遵守事項

- (1) 受託者は，円滑に業務を進め，納入期限内に納入できるよう十分な体制で臨むこと。
- (2) 京都市会事務局の担当者が指示する日には，受託者スタッフが当該担当者の執務室等でデザイン，レイアウト及び色彩等について打合せを行うこと。
- (3) 紙面の作成に当たっては，京都市会マスコットキャラクターを随所で活用すること（表紙については，必ず活用すること。）。
なお，京都市会事務局は，同マスコットキャラクターの原型データを受託者に提供することとし，受託者は，可能な限り同マスコットキャラクターの表情や動作に修正を加え，より親しみやすいイラストにするものとする。
- (4) 紙面の企画について，京都市会事務局の担当者の指示がある場合，速やかに企画案を提出すること。
- (5) 出稿及び校正期間中は，京都市会事務局の担当者の要請に応じて，随時，原稿グラフ等を受託者スタッフが届けること。
- (6) すべての著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む），その他一切の権利は京都市会に帰属する。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は，京都市会事務局の担当者と相談し，その決定に従うこと。